

# 福井ケアセンター

## 介護老人保健施設サービス 入所 重要事項説明書

適応日：2025年4月1日

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 福井ケアセンター
- ・開設年月日 1989年1月27日
- ・所在地 福井市乾徳4丁目5番8号
- ・電話番号 0776-26-5155
- ・FAX番号 0776-26-5277
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1850180025号）

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[福井ケアセンター（介護老人保健施設サービス）の運営方針]

- ① 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、看護、健康管理及び療養上の世話をを行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように目指す。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスを提供するよう努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

#### (3) 施設の職員体制

職 種	配置人員数	職 種	配置人員数
管理者	常勤換算 1 人	理学療法士	常勤換算 3.5 人以上
医 師	常勤換算 1.4 人以上	作業療法士	常勤換算 2.0 人以上
薬剤師	常勤換算 0.6 人以上	言語聴覚士	常勤換算 0.5 人以上
看護職員	常勤換算 14.0 人以上	管理栄養士	常勤換算 2.8 人以上
介護職員	常勤換算 35.0 人以上	介護支援専門員	常勤換算 1.8 人以上
支援相談員	常勤換算 1.8 人以上	事務員	常勤換算 1.2 人以上

#### (4) 入所定員等

- ・定員 140名（うち認知症専門棟 50名）
- ・療養室 個室 10室（うち認知症専門棟 6室）、2人室 3室、4人室 31室

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護・介護
- ⑤ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑥ 相談援助サービス及び行政手続代行
- ⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ その他

\* サービスにより、別に利用料金が必要となります。下記、3. 利用料金をご覧ください。

## 3. 利用料金

### (1) 基本料金（施設利用料）

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び負担割合によって利用料が異なります。以下は負担割合ごとの1日当たりの金額の目安です。実際の精算時には端数処理等により、若干の金額の差異が生じます。

在宅強化型従来型個室				在宅強化型多床室			
介護度	1割負担	2割負担	3割負担	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	799円	1,598円	2,397円	要介護1	883円	1,766円	2,650円
要介護2	875円	1,750円	2,625円	要介護2	960円	1,921円	2,881円
要介護3	941円	1,882円	2,823円	要介護3	1,028円	2,056円	3,085円
要介護4	999円	1,998円	2,996円	要介護4	1,087円	2,174円	3,261円
要介護5	1,055円	2,109円	3,164円	要介護5	1,141円	2,282円	3,422円

### (2) 各種加算料金

利用者様の状況に応じて、個別の加算となります（以下のすべてが請求されるわけではありません）。以下は負担割合ごとの負担金額の目安です。実際の精算時には端数処理等により、若干の金額の差異が生じます。

加算項目	単位	料金			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	/日	24円	49円	73円	
短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）	/日	262円	523円	785円	入所日から3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）	/日	243円	487円	730円	入所日から3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅱ）	/日	122円	243円	365円	入所日から3ヶ月以内
認知症ケア加算	/日	77円	154円	231円	認知症専門棟の方
ターミナルケア加算	/日	73円	146円	219円	死亡日31日～45日前
		162円	324円	487円	死亡日4日～30日前
		923円	1,845円	2,768円	死亡前2日～3日前
		1,927円	3,853円	5,780円	死亡日
初期加算（Ⅰ）	/日	61円	122円	183円	入所後30日間（急性期から）
初期加算（Ⅱ）	/日	30円	61円	91円	入所後30日間（上記以外）
再入所時栄養連携加算	/回	203円	406円	608円	再入所時の栄養計画
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	/回	456円	913円	1,369円	
退所時等支援等加算	/回	507円	1,014円	1,521円	退所時情報提供加算（Ⅰ）
	/回	254円	507円	761円	退所時情報提供加算（Ⅱ）
	/回	608円	1,217円	1,825円	入退所前連携加算（Ⅰ）
	/回	406円	811円	1,217円	入退所前連携加算（Ⅱ）
	/回	304円	608円	913円	訪問看護指示加算
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	/月	101円	203円	304円	協力医療機関の24時間対応

栄養マネジメント強化加算	/日	11円	22円	33円	管理栄養士を50対1配置
経口維持加算	/月	406円	811円	1,217円	経口維持加算（Ⅰ）
	/月	101円	203円	304円	経口維持加算（Ⅱ）
療養食加算	/回	6円	12円	18円	1食ごと、1日3回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	/回	71円	142円	213円	主治医との薬剤情報連携
緊急時治療管理	/日	525円	1,051円	1,576円	1月につき3日間まで
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	/日	242円	485円	727円	1月につき7日間まで
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	/月	33円	67円	100円	
褥瘡マネジメント加算	/月	3円	6円	9円	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）
	/月	13円	26円	40円	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）
排せつ支援加算	/月	10円	20円	30円	排せつ支援加算（Ⅰ）
	/月	15円	30円	46円	排せつ支援加算（Ⅱ）
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	/月	61円	122円	183円	
安全対策体制加算	初日	20円	41円	61円	安全対策管理室の設置
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	/月	10円	20円	30円	協力医療機関と新興感染症、その他一般的な感染症の発生時の連携体制を取り、適切な対応を実施
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	/月	5円	10円	15円	協力医療機関による、当施設への感染対策の実施
生産性向上推進体制加算Ⅱ	/月	10円	20円	30円	機器の導入等により介護サービスの向上及び介護職員の負担軽減を図る
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	/日	22円	45円	67円	介護福祉士率80%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	/月	月の介護報酬の合計に対して7.5%の加算			

### (3) その他の料金

利用者様の状況に応じて、個別の課金となります（以下のすべてが請求されるわけではありません）。

1. 居住費（個室）	/日	1,635円	個室料、光熱水費相当	*1
1. 居住費（2人部屋、4人部屋）	/日	625円	光熱水費相当	*1
2. 特別な室料（特別室）	/日	3,300円	特別な居室を利用するための追加費用	
2. 特別な室料（個室）	/日	2,200円		
2. 特別な室料（2人部屋）	/日	1,100円		
3. 食費（食材費、調理費）	/日	1,820円	朝食500円、昼食670円、夕食650円	*2
4. 特別な食事	/回	実費	特別な食事を提供するための食材費相当	
5. 理美容代（散髪）	/回	1,700円	出張理髪店 予約制	
6. 日用品費	/日	162円		*3
7. 電気代	/日	55円	1機種当たりの費用	
8. 行事参加代	/回	実費		
9. 教養娯楽費	/回	実費		
10. 予防接種	/回	実費	インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン等	
11. 診断書作成	/通	1,650～5,500円	内容により料金が異なります。	
12. 各種証明書作成	/通	550円～	内容により料金が異なります。	

\*1 ・居住費負担限度額認定者はその負担限度額をご負担いただきます。

個室利用者のうち経過措置対象者は光熱水費として525円での負担額となります。

・外泊時や短期入院により居室を確保する場合、居住費ならびに特別室料をご負担いただきます。

\*2 ・食事負担限度額認定者はその負担限度額をご負担いただきます。

\*3 ・利用者の介護に日用品として施設側が提供するものです。

シャンプー、リンス	/日	9円
ボディソープ	/日	5円
歯ブラシ、歯磨き粉	/日	5円
バスタオル	/日	15円
タオル	/日	10円
おしぼり	/日	115円
ティッシュ	/日	6円
合計	/日	165円

#### (4) 支払い方法

- ・毎月 10 日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いを確認次第、領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、連帯保証人を立てられる場合は「窓口現金払い」、「銀行振込」、「金融機関口座自動引き落とし」のいずれかからお選びいただけます。
- ・連帯保証人を立てることができない場合は利用者本人の年金通帳からの「金融機関口座自動引き落とし」のみの支払い方法となります。
- ・「自動引き落とし」の登録完了まで約 2 週間かかりますので完了するまでは「窓口現金払い」、「銀行振込」にてお支払いいただくこととなります。

#### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

- ・ 協力医療機関  
大滝病院  
福井市日光 1 丁目 2 番 1 号
- ・ 協力歯科医療機関  
パリオ歯科なごみ  
福井市松城町 12-7 パリオ CiTY1F

#### 5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間（7：00～20：00）を遵守し、その都度備え付けの面会票に記入のうえ、ご面会下さい。
- ・ 面会に際して飲食物をお持込になられる場合、ご利用者がその場で召し上がる以外はお持ち帰りください。食中毒や他利用者による飲食の危険性の観点から施設での管理はいたしません。
- ・ 感染症の蔓延及びその怖れがある場合、面会をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ・ 外出・外泊は行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。またその際に他医療機関の受診は当施設の医師の許可なく受診することはご遠慮ください。
- ・ 建物及び敷地内での飲酒及び喫煙はできません。またご家族の飲食に関しては 1 階ロビーでのみとさせていただきます。
- ・ 火気（ライター、マッチ等）の持込は禁止します。
- ・ 設備・備品の利用は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限のものにして下さい。
- ・ 金銭、貴重品（指輪、ネックレス、イヤリング、腕時計等）、携帯電話、メガネ、補聴器の管理はご自身での管理をお願いしています。万一施設内にて紛失した場合も当方としては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止させていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは禁止です。
- ・ 洗濯物の取り間違えには細心の注意を払いますが、間違い防止のため、衣服には必ず糸やマジックで氏名が判るようにご協力ください。

#### 6. 非常災害対策

- ・ 防災設備     スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練     年 2 回

#### 7. 介護保健施設サービスについて

##### ◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### ◇ケアサービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### ◇生活サービス（3. 利用料金もご参照ください。）

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室の種類：特別室、個室、2人部屋、4人部屋

食事：朝食 7時15分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

\*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：週に2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：希望入所者には、理美容サービスを実施します。

#### ◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な場合、専門的な対応が必要になった場合には、他の機関を紹介いたします。

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### ◇事故発生リスク及び発生時の対応

- ① 当施設では要望に従い、医療・看護・介護・リハビリテーションに関するサービスを提供しています。これらのサービスは、利用者およびご家族に当施設の機能を説明し理解を得たうえで提供されますが、転倒等のリスクを伴う可能性が想定されます。
- ② サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- ④ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

#### ◇苦情・相談について

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員を配置しております。お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

・ 苦情・相談窓口

福井ケアセンター苦情・相談窓口

電話 0776-26-5155（内線 165）

面接 福井市乾徳 4 丁目 5 番 8 号 担当者 支援相談員

・ その他苦情申し立て窓口

福井市地域包括ケア推進課

電話 0776-20-5400

面接 福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

福井県国民健康保険団体連合会

電話 0776-57-1614

面接 福井市西開発 2-202-1 福井県自治会館 4 階

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 当事業所は、利用者から介護サービスの内容等に苦情・相談等があった場合、まず事実関係等を確認し利用者の不利益にならぬよう迅速かつ適切に対応します。また必要に応じて他サービス事業者等への連絡要請・改善要請等を行うとともに、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、及び当該利用者に係る他サービス事業者等との連携によってケアプランの見直しあるいは変更を行います。
- ② 当事業所は、提供した介護サービス等に係る利用者からの苦情に関しては、窓口となる市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、苦情に関して市町村あるいは国保連が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、当該利用者との円満な解決に努めます。

◇その他

当施設についてパンフレットを用意してありますので、ご請求ください。